

③ **一定日数の年次有給休暇の確実な取得**

平成27年法案と同内容

- ・ 使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない）。

④ **労働時間の状況の把握の実効性確保**

- ・ 労働時間の状況を省令で定める方法（※）により把握しなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）

※ 省令で使用者の現認や客観的な方法による把握を原則とすることを定める。

(2) **多様で柔軟な働き方の実現**

① **フレックスタイム制の見直し**

平成27年法案と同内容

- ・ フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。

② **特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設**

- ・ 前提として、働く人の健康を守る措置を義務化（罰則つき）し、対象を限定（一定の年収以上（少なくとも1,000万円以上）で特定の高度専門職のみが対象となる）。

2 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

○ **勤務間インターバル制度の普及促進**

事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

○ **企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進**

平成27年法案と同内容

企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

- 事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めるものとする。（衆議院修正）

3 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

- 事業者は、衛生委員会に対し、産業医が行った労働者の健康管理等に関する勧告の内容等を報告しなければならないこととする。（産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場） 等
- 事業者は、産業医に対し産業保健業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする。（産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場） 等

平成30年度広島地区出張特別試験

試験日	試験の種類	受験申請書の提出先	受付期間	試験会場
11月23日 (金・祝日)	1級・2級ボイラー技士	日本ボイラ協会 広島支部 広島市中区鉄砲町 7-8	郵送受付 9月10日～9月21日 (21日必着)	広島工業大学専門学校 [7階]
	クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)	日本クレーン協会 西中四国支部 広島市西区観音新町 4-8-4 リョーコービル 3階	窓口受付 9月10日～9月14日	広島市西区福島町 2-1-1
	第一種・第二種衛生管理者	広島県労働基準協会 (受付は本部のみです。)	《 受付時間 》 10:00～12:00 13:00～16:00	試験に関する問い合わせは、 中国四国安全衛生 技術センター 電話 084-954-4661
	X線作業主任者 潜水士	広島市中区上八丁堀 8-23 林業ビル 8階		